

事業計画概要書に対する知事意見書

7 上伊地環第50号
令和7年（2025年）10月29日

長野県上伊那地域振興局長

令和7年9月5日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する
条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	株式会社清和 代表取締役 栗原 敦司 長野県伊那市日影58番地	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設の変更許可	
①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市高遠町上山田32番	
②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の 2に規定するがれき類の破砕施設	
③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
④廃棄物の処理施設の処理能力	300t/日（37.5t/h：8時間稼働）	
⑤変更の概要（変更許可等の場合）	がれき類の破砕施設の入替	
	新	旧
	(1)処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田 32番 (2)処理施設の構造及び設備 株式会社伊藤商会 GB600N ※油圧ショベル（日立建機 株式会社 ZX210K-6）に 取り付けて使用 処理能力：300 t/日 (37.5 t/h：8時間稼働)	(1)処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山 田32番、33番1、34番 (2)処理施設の構造及び設備 日立建機株式会社 HR1000 処理能力：560 t/日 (70 t/h：8時間稼働)
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 伊那市 高遠町上山田地区、新山北新地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲 並びにその根拠	(範囲) 伊那市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しく	

	は事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	【新山北新地区】 令和7年11月1日(土) 午後7時から 長野県伊那市富県33番地 新山集落センター 【上山田地区】 令和7年11月4日(火) 午後7時から 長野県伊那市高遠町上山田397番地1 上山田公民館

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。